

船橋市教育委員会会議 2月定例会会議録

1. 日 時 令和6年2月2日(金)  
開 会 午前10時30分  
閉 会 午前11時16分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員
- |          |         |
|----------|---------|
| 教 育 長    | 松 本 淳   |
| 教育長職務代理者 | 鳥 海 正 明 |
| 委 員      | 小 島 千 鶴 |
| 委 員      | 蓮 池 政 貴 |
4. 出席職員
- |            |         |
|------------|---------|
| 教育次長       | 村 田 真 二 |
| 管理部長       | 牟 田 重 実 |
| 学校教育部長     | 日 高 祐一郎 |
| 生涯学習部長     | 三 澤 史 子 |
| 教育総務課長     | 田 島 正 則 |
| 施設課課長補佐    | 都 築 隆 行 |
| 学務課長       | 野 木 英 表 |
| 指導課長       | 茂 木 義 久 |
| 保健体育課長     | 吉 田 浩 一 |
| 総合教育センター所長 | 太 田 由 紀 |
| 教育支援室長     | 神 田 順 子 |
| 市立船橋高校事務長  | 鈴 木 靖 弘 |
| 社会教育課長     | 藤 井 好 実 |
| 文化課長       | 阿 部 健一郎 |
| 青少年課課長補佐   | 木 村 一 成 |
| 生涯スポーツ課長   | 石 山 公 唯 |
| 郷土資料館長     | 金 子 俊   |
| 西図書館長      | 柴 山 和香子 |
| 中央公民館長     | 江 口 勝 美 |
| 市民文化ホール館長  | 金 児 葉 子 |
| 青少年センター所長  | 山 岸 秀 規 |

## 5. 議 題

### 第1 議決事項

議案第2号 令和6年度職員（船橋市立船橋高等学校の校長及び職員を除く）の  
人事異動方針について

議案第3号 令和6年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

議案第4号 令和6年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

議案第5号 令和6年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

議案第6号 令和6年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について

### 第2 報告事項

- (1) ふなばし市民大学校の委託の検討について
- (2) 史跡取掛西貝塚保存活用計画（素案）に対するパブリック・コメントの実施結果
- (3) 令和5年度夢を育む虹のコンサートについて
- (4) 令和5年度取掛西貝塚講演会の開催について
- (5) 令和5年度市所蔵作品展および関連事業の実施報告について
- (6) 第68回成人の日記念船橋市民駅伝競走大会 実施報告について
- (7) 令和5年度船橋市西図書館所蔵資料展「推しと新収蔵大公開」
- (8) ミニ企画展「1万年前のタイムカプセルー国史跡 取掛西貝塚ー」の開催について
- (9) その他

## 6. 議事の内容

### 【教育長】

それでは、ただいまから教育委員会会議2月定例会を開会いたします。

本日の教育委員会会議につきましては、朝倉委員が所用により欠席となりますのでご報告いたします。

なお、地方教育行政組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立するものといたします。

会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、1名の方より申出がございました。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

### 【教育長】

傍聴人にお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載しております傍聴人の遵守事項について守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。遵守いただけない場合には、退室をお願いする場合もございますので、ご協力をお願いします。

それでは、議事に入りますが、本日の案件は、議案第2号から議案第6号の議案5件、報告事項（1）から（9）の報告事項9件です。

議案第3号から議案第6号につきましては、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第4号に該当しますので、非公開といたしたいと思えます。

また、該当議案につきましては、傍聴人の方にはご退席願いますことから、同規則第7条に基づき、議事日程の順序を変更することとし、報告事項（9）の後に繰り下げたいと思えます。

ご異議ございませんでしょうか。

#### 【各委員】

異議なし。

#### 【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第2号について、教育総務課、説明願います。

教育総務課長。

#### 【教育総務課長】

議案第2号「令和6年度職員（船橋市立船橋高等学校の校長及び教員を除く）の人事異動方針について」説明いたします。

資料は本冊の5ページをご覧ください。

人事異動を行うに当たり、次のとおり4つの方針を定めました。

まず1点目でございますが、行政効果を高め、活力と調和のある行政運営が行われるよう適材適所の人事を推進してまいります。

2点目でございます。行政運営の適正化を図るため、管理能力及び指導能力等に優れた適格者の登用に努めてまいります。

3点目でございますが、行政組織の充実、刷新及び職員の意欲の向上を図るため、人事の更新に努めてまいりたいと考えております。

特に、市費負担学校職員、これは学校に配置されている市費の栄養士、学校事務、用務員、理科実験事務員等おりますが、学校教育の一層の充実と、経営効率の向上を図るため、原則として同一校におおむね5年を目安として、また、新規採用者についてはおおむね3年勤務する者を中心に積極的に異動を推進してまいりたいと考えております。

4点目でございますが、行政における様々な課題に対応するため、いわゆる専門職、例えば学芸員であるとか、司書、考古などの専門的な知識を有する職員を引き続き配置してまいりたいと考えております。

以上となりますが、前年度の職員の人事異動方針と変更点はございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**【教育長】**

それでは、ただいま説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第2号「令和6年度職員（船橋市立船橋高等学校の校長及び教員を除く）の人事異動方針について」を、採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めます。

議案第2号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項（1）について、社会教育課報告願います。

社会教育課長。

**【社会教育課長】**

報告事項（1）ふなばし市民大学校の委託の検討についてご報告させていただきます。

資料は本冊7ページをご覧ください。

令和6年4月1日に予定されている公益財団法人船橋市公園協会と公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社の合併に合わせて、合併後の法人にふなばし市民大学校を委託することについて検討を進めてまいりました。

市民大学校を合併後の法人に委託することにより、市と法人による一体的な事業展開やよりよい学習環境の提供などのメリットを見込んでいます。

まず、市民大学校の概要についてご説明します。

（1）設置目的にありますように、市民大学校は、生涯にわたって学び続け、その成果を個人の生活や地域での活動等に生かすことができるようにするための学習環境を提供することを目的とし、（2）所在地にございますとおり、総合教育センター内に事務

室や教室がございます。（３）学部・学科がございますとおり、２つの学部それぞれ４つの学科があり、４月から翌年３月までの１年間に週１回、年間で約３５回の授業を行っています。（４）主な沿革がございますとおり、昭和５８年開校の老人大学校がルーツで、その後に開校したスポーツ健康大学、ボランティア大学、生涯学習コーディネーター養成講座を統合し、平成１６年にふなばし市民大学校として開校しました。

これまで多くの修了生が、学んだ知識や技術、学びを通じて築いた友人関係やネットワークを生かして、地域や社会で活躍しています。

２、委託の内容です。現在、市民大学校の事務局は、社会教育課の市民大学校担当職員が従事していますが、そこで行っている庶務などの日常管理運営業務やカリキュラム編成、学生募集、毎回の授業の準備や運営、講師との連絡などの業務を委託します。

現在の運営方法や学部、学科、カリキュラムにつきましては、今回の委託によって大きく変わることはありません。

次のページに進みます。

なお、委託後も、市が行う業務もがございます。まず、カリキュラムの最終決定です。依頼する講師なども含めて、カリキュラムの最終決定は市で行う予定のため、委託を受けた法人が独断で変更することはありません。

また、ふなばし市民大学校運営協議会の運営、施設修繕などについても社会教育課で行います。

３、委託による効果です。まず、（１）合併後の法人に市民大学校を委託することにより、市と法人による一体的な事業展開が期待できます。下の図にも記載しているとおり、公園協会、文化・スポーツ公社はこれまでの市の施設の指定管理や委託事業などにより市と連携してきました。合併により、都市緑化、環境整備、文化・芸術、スポーツ、生涯学習の分野との連携が強化され、市の施策と連携した学習環境の提供や、市民と連携した運営ができるようになります。

（２）よりよい学習環境の提供です。合併後の法人に事務局機能を委託することで、効果的・効率的な事務運営が可能となります。また、現在、文化・スポーツ公社においては、教育経験者を採用して、文化・芸術分野で学校教育との連携を深めており、これらの知識、経験を生かしたカリキュラムの編成、講座の企画、事業運営が期待できるほか、専門的な知識・経験を有する職員の継続的な配置が見込まれ、よりよい学習環境の提供につながります。

ご説明したようなメリットが期待できることから、令和６年４月１日からのふなばし市民大学校の施策について検討し、これまでふなばし市民大学校運営協議会や市民大の修了生団体などにもご説明して、ご意見やご質問などを伺ってきたところです。

いただいたご意見、ご質問なども参考にしながら、引き続き、令和６年度の事業運営に支障が出ないよう、しっかりと検討や準備を行ってまいりたいと考えております。

報告は以上となります。

**【教育長】**

ただいま報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

私のほうから1点だけよろしいでしょうか。

合併をして、受ける側、やりたい市民の皆さんにとっては、手続やその他内容は基本的には変わらない運営をしていきますという考え方でよろしいでしょうか。

社会教育課長。

**【社会教育課長】**

今、教育長がおっしゃったとおりで、基本的には、募集の方法であるとか、事業の運営の方向などについては大きく変わることはありません。

**【教育長】**

分かりました。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項（2）について、文化課、報告願います。

文化課長。

**【文化課長】**

史跡取掛西貝塚保存活用計画（素案）に対するパブリック・コメントについての結果報告でございます。

本冊の9ページ、10ページをご覧ください。

史跡取掛西貝塚保存活用計画について、昨年12月15日から1か月間、パブリック・コメントを行いました。結果、2件の意見が寄せられました。

お手元の資料には、意見の全文を掲載しております。

主な内容としましては、遺跡範囲内に居住する住民が不安に感じることはないよう、文化財の保護と住民生活が共存できる計画としてほしい。また、遺跡の範囲内で農業を営んでいるが、無理やり移動させることがないようにしてほしい。将来的に公園にする際は、地震などの避難所になり、ふだん使いできる施設にしてほしいといった意見でございました。

今後は、2月20日開催の計画策定委員会でこのご意見を踏まえ、計画についてご審議していただいた上で、3月の教育委員会会議にて計画の最終案を諮り、令和6年4月1日に計画を施行していきたいと考えております。

説明は以上です。

**【教育長】**

ただいま報告がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。  
よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項（３）から（８）につきましては、定例の報告事項  
でございますので、説明を省略したいと思います。

何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項（９）その他で、何か報告したいことがある方は報  
告願います。よろしいですか。

それでは、続きまして、先ほど非公開と決しました議案第３号の審議に入りますので、  
傍聴人の方はご退席願います。

（傍聴人退席）

#### 【教育長】

それでは、議案第３号について、教育総務課、説明願います。  
教育総務課長。

#### 【教育総務課長】

議案第３号について、教育総務課より、令和６年度教育予算について、ご説明いたし  
ます。

資料は別冊１の２６ページとなります。

令和６年度の一般会計歳出予算額は、本年度予算額の列の一番下、２，３５２億５，  
０００万円です。そのうち、教育費の予算額は、表の下から３行目、２８８億５，５６  
０万円で、令和５年度当初予算額から約２９億３，０００万円の増額となっております。  
前年度との比較は、６４ページの教育費以降をご覧くださいこととなりますが、特に増  
減の大きいものとしまして、６６ページ、小学校費が約１６億２，０００円の増額、こ  
ちらの主な増額理由は、小学校体育館全５５校への空調設備設置工事によるものでござ  
います。

また、７２ページ、社会教育費は約１０億円の増額、こちらの主な増額理由は、東部  
公民館の改修工事によるものです。

続きまして、予算参考資料を基に新規、拡大事業を中心にご説明させていただきます。  
まずは、１１４ページをご覧ください。

校舎改修費ほか２事業のうち、事業概要の中段の体育館改修費の空調設備設置工事  
です。熱中症対策として、小学校体育館全５５校に空調設備を設置するものでございま  
す。令和６年４月から順次設計、工事発注を進めていき、令和７年度中の全校完了を  
目指します。

なお、特別支援学校の体育館空調設備設置は１１８ページに記載してあり、令和６年

度中に完了予定でございます。

次に、115ページ及び116ページをご覧ください。

校舎等建て替え費ほか1事業です。老朽化した海神中学校北東校舎と宮本中学校北校舎の建て替えを行うものです。海神中学校については、令和6年8月に設計業務を終え、校舎建て替えに伴う準備工事に入っていく予定です。宮本中学校については、設計に着手するものでございます。

次に、117ページ下段をご覧ください。

学校用地購入費です。前原中学校において、従来借用していた民間テニスコートの閉鎖に伴い、新たにテニスコートの確保が必要になったことから、運動場拡張用地を取得するものでございます。

次に、122ページ上段をご覧ください。

私立幼稚園運営費補助金です。私立幼稚園の設置者に対し助成を行い、幼児教育の振興を図るものであり、特別な支援を必要とする児童の受入れを拡大するため、障害児の指導に要する費用の補助単価の増額等を行うものでございます。

引き続き、下段をご覧ください。

学校運営費です。特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、特別支援学校のスクールバスのコースを新設し、業者保有のバスにより運行業務を委託するものでございます。

次に、123ページ上段をご覧ください。

会計年度任用職員報酬です。令和6年度から不登校児童生徒の居場所の確保及びクラス復帰への段階的な場として、全ての市立小学校に校内教育支援センターを設置することに伴い、会計年度任用職員としてスクールアシスタントを配置し、校内教育支援センター、または別室を利用する児童生徒の見守りを行うものでございます。

次に、下段をご覧ください。

学校運営協議会運営費です。令和4年度から、段階的に学校評議員制度から学校運営協議会制度に移行しており、令和6年度は事業を拡大し、全校に設置するものでございます。

次に、124ページ上段をご覧ください。

校内教育支援センター運営費です。既存の校内教育支援センターをさらに充実させるため、県から加配教員が配置されていない10校の市立中学校へ会計年度任用職員としてケアサポーターを配置し、不登校生徒の学習支援や教室復帰などの一助となるようにするものでございます。

下段をご覧ください。

スクールカウンセラー配置事業費です。いじめや不登校等、児童生徒に係る相談等の充実のため、全市立小学校及び市立高校に設置しているスクールカウンセラーへの相談件数が年々増加していることから、令和6年度は、緊急対応分を40日から80日へと



拡充するものでございます。

次に、126ページをご覧ください。

小学校給食費ほか2事業です。給食の食材料の購入や調理業務委託を行うものであり、食材料費に係る物価高騰による影響額相当分を公費で負担いたします。

次に、128ページ上段をご覧ください。

特別支援教育指導費です。特別支援学級の過密状況や保護者のニーズを考慮し、新規に、知的障害特別支援学級を小栗原小、丸山小の2校に開設、また、自閉症、情緒障害特別支援学級を法典西小、薬田台南小、御滝中、七林中の4校に開設するものでございます。

下段をご覧ください。

支援員配置事業です。令和6年度は、6校で特別支援学級の開設を予定しており、6校分の6名を増員し、また、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒も増加傾向にありますことから、支援員の増員を行うものでございます。

次に、129ページをご覧ください。

スクールソーシャルワーカー配置事業です。令和5年度から児童生徒、家庭及び学校を支援するためのスクールソーシャルワーカーを市内27校に拠点校配置していますが、令和6年度は、児童生徒数及び派遣申請数が多い5中学校区に対してさらに週1日の配置拡大をすることでございます。

次に、132ページ上段をご覧ください。

社会教育事業費補助金です。活発なPTA活動を展開することにより、家庭教育の充実及び青少年の健全育成等に資するため、船橋市PTA連合会事業費補助金を交付するもので、ひまわり100当番に関する事業を新たに助成対象事業に加えるものでございます。

下段をご覧ください。

地域学校協働活動事業費です。幅広い地域住民等の参画を得て地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、市立小・中・特別支援・高等学校の全83校で地域学校協働活動事業を開始するものでございます。

次に、133ページ、上段をご覧ください。

ふなばし市民大学校運営費です。令和6年度から、公益財団法人船橋公園協会に市民大学校の事務局業務を委託することにより、市と法人による一体的な事業展開やよりよい学習環境の継続的な提供を図るものでございます。

下段をご覧ください。

ふなっこ未来大学運営費です。大学のキャンパスで、大学教授や大学生による専門分野に関する講座を実施し、わくわくするような体験機会を提供することにより、子どもたちが主体的に考え、学びに向かう力を育み、将来の夢や自己肯定感を高めるきっかけとするふなっこ未来大学について、日本大学理工学部を新たな提携先として事業を拡大

するものでございます。

次に、134ページをご覧ください。

埋蔵文化財調査事務所整備費です。旧金杉台中学校の校舎を（仮称）埋蔵文化財調査研究センターとして活用するために必要となる改修工事の設計を行うものでございます。なお、令和6年度に設計、7年度に改修工事を行い、8年度に供用開始となる見込みです。

次に、136ページ上段をご覧ください。

青少年相談員連絡協議会補助金です。船橋市青少年相談員連絡協議会創立60周年を迎えるに当たり、開催される60周年記念事業に対し、会場使用料等の必要な経費を補助するものでございます。

次に、137ページをご覧ください。

少年自然の家施設管理費です。一宮少年自然の家で提供している食事料金について、さらなる物価高騰による食材費等に対応するため、市立小学校の校外学習等で利用する児童や教職員等の食事料金を令和4年度価格のまま据え置き、改定価格との差額について指定管理料を増額するものでございます。

次に、138ページをご覧ください。

少年自然の家整備費です。一宮少年自然の家の経年劣化に伴う、宿泊室空調機器更新工事を行うものでございます。

次に、139ページ下段をご覧ください。

武道センター整備費です。武道センターは、建築から30年以上が経過し、設備、屋根、外壁等の更新時期となっているため、船橋市公共建築物保全計画に基づく改修及び利便性向上等の改修を行うものでございます。

次に、140ページをご覧ください。

公民館運営費です。利用者の利便性を図るため、公民館Wi-Fi環境の拡大を図るものでございます。また、公民館の公用車において、民間のカーシェアリングの利用を導入いたします。

次に、141ページから145ページをご覧ください。

公民館整備事業費です。市の公共建築物保全計画に基づき、老朽化した施設の改修等を行うものでございます。

142ページの現在大規模改修工事を行っている東部公民館は令和7年3月まで、143ページの丸山公民館は下水道接続工事により約2か月、145ページの新高根公民館は、トイレ改修工事により令和6年7月から令和7年5月までそれぞれ休館を予定しております。

次に、146ページから148ページをご覧ください。

図書館運営費ほか1事業です。

まず、146ページは、東部公民館の大規模改修工事に合わせて蔵書機能を持った図

書コーナーを整備するものでございます。

147ページは、東部公民館臨時図書貸出返却窓口設置に係る建物借上料等ということで、東部公民館の大規模改修工事に伴い、現在、津田沼連絡所内に臨時図書貸出返却窓口を設けていますが、令和6年6月からは、同連絡所の改修工事が始まるため、東部公民館オープンまでの間、周辺の民間賃貸物件を賃借し、臨時の図書貸出返却窓口を設置するものでございます。

148ページは、二和東5丁目市有地活用事業の一環で、北図書館をリニューアルし、お話し室及び授乳室を移設するもの。また、東図書館においては、給排水設備、エレベーター及び小荷物昇降機の改修・更新のための設計委託を行うものでございます。

次に、149ページをご覧ください。

市民文化ホール整備費です。公共建築物保全計画に基づき、外壁、屋上防水、消防用設備改修等のほか、舞台設備の一部更新、市民文化ホールの特定天井改修等の実施設計委託を令和5年度と6年度の2か年で行います。

なお、改修工事は、令和7年度から9年度で実施する予定であり、令和7年12月から休館の見込みとなるものでございます。

最後に、150ページをご覧ください。

市民文化創造館整備費です。老朽化した空調機を更新するため、令和7年2月から3月の間で1か月程度貸出しを中止します。

長くなりましたが、以上が、教育費に関する令和6年度当初予算案の概要でございます。

なお、各事業に関するご質問につきましては、事業を所管する各所属長からお答えをいたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

#### 【教育長】

ただいま、それぞれについての説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

私のほうから、2点確認させていただきたいのですが、まず、1点目は、体育館の空調で、これ大変にいいと思うんですが、最終的に船橋市の小中高校、それから特別支援学校が全て空調の設備が整うというのは、今回、小学校費で計上されています、令和7年度に第2期分が終わると全てそこで終了、完成するというところでよろしいでしょうか。

施設課課長補佐。

#### 【施設課課長補佐】

今、教育長がおっしゃったとおり、1期分が28校は令和6年、残りの27校分が令和7年度に全部取り付けるということで、全ての学校が完了することになります。

以上です。

**【教育長】**

分かりました。

令和7年度完成というのは、これは7年度から使えるということですか。

施設課課長補佐。

**【施設課課長補佐】**

なるべく7年度の夏頃までを目指しておるんですが、全ての学校が夏まで設置できるかどうか、今、目指している最中でございます。

**【教育長】**

ありがとうございます。

それから、もう一点なんですが、教育支援センターの配置で、中学校がピアサポーター、それから、小学校がスクールアシスタントということで、小学校は57人というのは、全校ということですよ。中学校の10校というのは、県から加配が配置されていない10校ということなんですけれども、これは、そこに10校入れると全ての小中学校の支援センターに人が配置されるという認識でよろしいでしょうか。

指導課長。

**【指導課長】**

教育長の認識のとおりで大丈夫です。

**【教育長】**

県から加配されているというのは、突然なくなるということがないですかね。

指導課長。

**【指導課長】**

県が配置している事業なので、何ともいえないんですけれども、事前に連絡があるので、来年度は大丈夫だというふうに認識しております。

**【教育長】**

分かりました。

そのほかいかがでしょうか。

蓮池委員。

**【蓮池委員】**

蓮池でございます。

資料136ページの青少年相談員連絡協議会補助金ということで、事業費が403万5,000円総額で、下の事業概要の中には補助金85万円を補助するという読み取り方でよろしいんですか。

**【教育長】**

青少年課課長補佐。

**【青少年課課長補佐】**

青少年相談員補助金の中には、通常の運営費のお金が入っております。そのうちの今回60周年に充てる部分の補助金が85万円、要求したものでございます。

**【教育長】**

蓮池委員。

**【蓮池委員】**

そうすると、補助率ってどのぐらいの割合なんですかね。85万円は、事業費に対して。ごめんなさい、言葉が足りなかったと思うんですけども、社会教育団体って補助率の設定が多分あると思うので、マックスで80パーセントと記憶しているんですが、この85万というのは、この記念事業に対して何割ぐらいのパーセンテージになっているのかを教えてください。

**【教育長】**

青少年課課長補佐。

**【青少年課課長補佐】**

今回、青少年相談員60周年については、通常の補助金とは別に青少年相談員の中で、青少年相談員60周年記念事業特別委員会というものを立ち上げているところなんですけれども、そちらのほうで今回60周年に合わせて、文化ホールの使用料等、積算した中で、青少年相談員からの要望としては89万円ぐらいの要望があったかと記憶しております。

補助率としましては、まだ相談員のほうで、これから中身のほうを精査していく予定にはなっているんですけども、話の中では、今回、市から出される補助金に青少年相談員の別途補助金も合わせて活用した金額を見込んでいるということですので、60周年記念補助金自体、青少年相談員60周年記念全体として、幾らかかるかというところ

は、まだ決まっていないところがございます。

**【蓮池委員】**

ありがとうございます。

**【教育長】**

そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第3号「令和6年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を、採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めます。

議案第3号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第4号について、施設課、保健体育課の順に続けて説明願います。

施設課長補佐。

**【施設課課長補佐】**

それでは、議案第4号「令和6年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」のうち、施設課の令和5年度補正予算についてご説明いたします。

国の令和5年度補正予算による国庫補助金を活用するため、令和6年度に実施を予定している外トイレ改修工事などを令和5年度補正予算に計上し、全て令和6年度に繰越明許するものでございます。

別冊1の208ページをご覧ください。

こちらのページは小学校費でございます。小学校の外トイレ改修など、校舎や体育館の改修工事や設備機器、その他施設についての改修工事でございます。

続いて、209ページでございます。

こちらのページは中学校費でございます。中学校の外壁改修など校舎や体育館の改修工事や設備機器、その他施設についての改修工事などでございます。

今回の施設課の補正予算の総額は16億8,696万1,000円でございます。

説明は以上でございます。

**【教育長】**

保健体育課長。

**【保健体育課長】**

令和5年度補正予算の保健体育課分についてご説明いたします。

資料は別冊1の210ページとなります。

これは国の令和5年度補正予算による国庫補助金を活用するため、令和6年度に実施を予定しているバスケットゴールの改修工事について、令和5年度補正予算に計上し、全て令和6年度に繰り越すものでございます。

資料記載の5校は令和5年度の当初予算にて、改修するための設計を行ったところであり、この工事に要する費用、総額1億7,723万2,000円を補正するものでございます。

以上となります。

**【教育長】**

ただいま説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第4号「令和6年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を、採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【教育長】**

異議なしと認めます。

議案第4号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第5号について、教育総務課、説明願います。

教育総務課長。

**【教育総務課長】**

議案第5号「船橋市職員定数条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

資料は、別冊1の217から220ページになります。

まず、本条例を改正する理由ですが、教育委員会に関わる部分として、定数外とする職員の規定を見直すため、所要の改正を行うものです。

内容につきまして、新旧対照表でご説明いたします。

219、220ページをご覧ください。

現在、この条例では、第1条において、職員から休職者を除くとしており、休職者については、職員の定数から除外する規定となっているところですが、今回の改正により、職員の定数から除外する職員を第2条の第2項で定義することとした上で、休職者に加え、新たに育児休業している職員を追加するものでございます。

また、第3項として、休職者及び育児休業している職員が復帰した場合において、職員の定数を超えるときは、1年を超えない期間に限り当該職員を定数外とすることができるとするものでございます。

これは近年、育児休業を取得する職員が増加する中、休職者だけではなく、育児休業している職員の人数についても、職員の定数から除外できるようにすることで、より多くの職員を採用できるようにすることを可能とし、職場における育児休業取得による欠員を減らし、また、より育児休業を取得しやすい環境を整えることを目的に、見直しを行うものです。

説明は以上となります。

#### 【教育長】

ただいま説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第5号「令和6年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」採決いたします。

ご異議ございませんか。

#### 【各委員】

異議なし。

#### 【教育長】

それでは、異議なしと認めます。

議案第5号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第6号について、総合教育センター説明願います。

総合教育センター教育支援室長。

#### 【教育支援室長】

議案第6号「船橋市中心身障害児就学指導委員会条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

別冊221ページからになります。

心身障害児就学指導委員会とは、障害のある児童生徒の就学に当たり、児童生徒の障



害の種類や程度、必要な教育的支援等について、専門的な立場から調査や審議を行い、助言を行うものです。

また、船橋市では就学先の決定のみならず、早期からの教育相談や支援を行うとともに、その後の一貫した支援についても助言を行っております。

その心身障害児就学指導委員会について、令和3年6月、文部科学省より障害のある子どもの教育支援の手引の改定において、より具体的な機能が明記され、機能の拡充を図ることが求められました。それに伴い、委員会の所掌事務の明確化を図るため、その内容を明記するとともに、名称変更を行うという一部改正を行うものです。

具体的には、次の3点を改正いたします。

別冊223ページからをご覧ください。

1つ目は、委員会の名称変更です。特別支援教育の対象となる障害種の拡大により、心身障害児という言葉を変えます。また、就学指導から教育支援へ変更し、教育支援委員会という名称にいたします。

2つ目は、条例第1条の設置について、設置目的を明記し表現を改正します。

3つ目として、第1条の2に所掌事務を追加し、機能が明確化するよう規定するものです。

なお、施行期日は令和6年4月1日とし、委員の委嘱及び任期については経過措置を設けるものとします。

以上について、令和6年第1回船橋市議会定例会に上程したくご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 【教育長】

ただいま説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議案第6号「令和6年第1回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取について」を、採決いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

#### 【各委員】

異議なし。

#### 【教育長】

異議なしと認めます。

議案第6号については、原案どおり可決いたしました。

それでは、本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。

これで教育委員会会議2月定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前11時16分閉会

令和6年2月2日